

校外における生活心得【令和7年度 改定版】

この生活心得は函館市各中学校共通のものとして、一人ひとりが自覚を持ち責任ある生活を送ることができるよう制定されたものです

1. 生活について

(1) 服装・髪型

①各校での規定をしっかりと守りましょう。

(2) 外出

①場合によっては、提示を求められる場面があるので身分証明書を携帯しましょう。

②習いごとなどをのぞき、帰宅時間は、4月～9月は午後7時、10月～3月は午後6時までとし、夜間の外出は保護者と同伴でなければいけません。

③ジョギングや釣りなど早朝から外出する際でも、午前6時以降にしましょう。

④商業施設での、たむろ等の迷惑行為は、やめましょう。

⑤友人宅への外泊は禁止です。

⑥カラオケ・ビリヤード場・複合型娯楽施設・ゲームコーナー（商業施設などにあるゲームコーナーのこと）には保護者同伴でなければ行けません。なお、ゲームセンターには、保護者同伴でも行けません。

⑦函新花火大会・港祭・湯川漁火祭・亀田八幡宮例大祭・校区内の祭典では午後9時までに家に着くよう、遅くとも午後8時30分までには会場を出なければいけません。なお、校区外各地域の祭典に行くことはできません。

⑧午前6時以前のお宮参りは保護者と同伴でなければいけません。

(3) 金銭

①友人同士のお金の貸し借りや物品の売買は、してはいけません。

2. 事故防止のために

(1) 交通安全

①交通ルールを守りましょう。（自動車・バイクなどの運転は絶対にしないこと）。

②自転車の利用は、「降雪」「積雪」「凍結」の場合、やめましょう。

(2) 河川、海での遊び

①河川での遊び、海開き以前の海、遊泳禁止の海への出入りは、禁止です。

②海開き中であっても、禁止区域では絶対に泳がないようにしましょう。

③監視所が開かれている時間（午前10時から午後4時まで）以外は遊泳禁止です。

(3) SNS等の利用

①他者に対する誹謗中傷等の書き込み、個人情報等の拡散は、やめましょう。

②知らない相手とのつながり、呼び出し、画像動画の要求には、応じないようにしましょう。

(4) スケート・スキー・スノーボード

①スケート場の利用については、必ず身分証明書を提示し、16:30にはリンクから上がり、管理棟に移動をし、17:00には施設を出しましょう。

②スケート、スキー場においては、ルールやマナーを守り係員の指示に従いましょう。

(5) その他の遊び

①商業施設敷地内での自転車・スケートボードでの遊戯や危険な遊び、および人に迷惑をかけるような遊びはやめましょう。

(6) その他

①飲酒や喫煙、薬物等の摂取は絶対にしてはいけません。

3. その他

(1) 公共の施設（建物・公園）では、施設のルール、マナーを守って利用をしましょう。

(2) 平日・休日を問わず、部活での合同練習や対外試合等をのぞく、他校訪問は禁止となります。